

第21回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制」
- 連結計算書類
「連結注記表」
- 計算書類
「個別注記表」

第21期

(2024年2月1日から2025年1月31日まで)

株式会社エニグモ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 当社及び子会社のすべての取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念：Mission Vision Value」に基づいた適正且つ健全な企業活動を行う。
- b 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- c コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査等委員に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- d 代表取締役直轄の内部監査担当を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査等委員会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、コーポレートオペレーション本部を窓口として定め、適切に対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「決裁規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- b 取締役及び監査等委員は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- b リスク情報等については、各部門責任者より取締役及び監査等委員に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコーポレートオペレーション本部が行うものとする。
- c 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速且つ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

d 内部監査担当は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a 当社及び子会社は取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る観点から執行役員制度を採用する。

b 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念(Mission Vision Value)、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

c 当社の各部門においては、「職務権限規程」及び「組織・業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

⑤監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、コーポレートオペレーション本部所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

⑥取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

a 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、当社並びに子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員又は監査役並びに使用人に説明を求めることができることとする。

b 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、又は子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員又は監査役及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

⑦監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告をした当社又は子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員又は監査役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護することとする。

⑧監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査基準」に基づき、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお、監査等委員は、当該費用の支出に当たっては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a 監査等委員会は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- b 監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合は、隨時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- b コーポレートオペレーション本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- c 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、当該内部統制システム構築に係る基本方針に基づく具体的な運用状況の概要は以下のとおりであります。

①職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み状況

取締役会は7名で構成され、その内、監査等委員である社外取締役は3名であります。

当事業年度において取締役会は13回開催され、業務執行状況などの監督を行うとともに、各議案の審議に当たっては、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。また、職務執行の効率性を確保するため、当事業年度において、部長以上で構成される経営会議を12回開催し、経営方針や人事・事業戦略などについて報告・協議を行っております。

②監査等委員会監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

監査等委員会は監査等委員である社外取締役3名で構成されております。

監査等委員は、取締役会、経営会議、リスク管理委員会等をはじめとする重要な会議への出席、稟議書等の重要書類を閲覧するほか、代表取締役との意見交換、取締役・使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取を通じて、内部監査室・会計監査人と連携して監査の実効性の確保を図っております。当事業年度において監査等委員会は14回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

③リスク管理に関する取り組みの状況

経営に重大な影響を及ぼすリスク発生の未然防止やリスク発生時の被害を最小限にとどめることを目的として、リスク管理規程を定め、対応策を平常時から検討する等のリスク管理に努めております。リスク管理委員会を四半期毎に開催し、部門別のリスク管理・対応策を確認し、全社に向けた注意喚起を実施しております。

連結注記表

1. 繼続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。連結計算書類作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- | | |
|--------------|---|
| ・連結子会社の数 | 5社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | 株式会社BUYMA TRAVEL
(2024年8月1日付で株式会社MEGURUより商号変更) |

MMS Guam Corporation

MMS Activity Corporation

Sea Eagle Diving Adventures, Corporation 等

MMS Guam Corporation、MMS Activity Corporationは株式会社BUYMA TRAVELの完全子会社、Sea Eagle Diving Adventures, Corporationは株式会社BUYMA TRAVELの孫会社であります。

②非連結子会社の状況

- | | |
|---------------|------------|
| ・主要な非連結子会社の名称 | BUYMA Inc. |
| ・連結の範囲から除いた理由 | |

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- | | |
|----------------------|--|
| ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 | |
|----------------------|--|

1社

- | | |
|------------|----------|
| ・主要な会社等の名称 | 株式会社ゲツラク |
|------------|----------|

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- | | |
|--------------|--|
| ・主要な会社等の名称 | BUYMA Inc. |
| ・持分法を適用しない理由 | 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。 |

（3）連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

①連結の範囲の変更

当連結会計年度から株式会社BUYMA TRAVEL、MMS Guam Corporation、MMS Activity Corporation及びSea Eagle Diving Adventures, Corporation等を連結の範囲に含めております。これは、当連結会計年度において、株式会社BUYMA TRAVELの株式を追加で取得したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

②持分法の適用範囲の変更

当連結会計年度から株式会社ゲツラクを持分法適用の関連会社に含めております。これは、当連結会計年度中より、連結計算書類を作成しているため、持分法適用の関連会社に含めることとしたものであります。

（4）連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社BUYMA TRAVEL他4社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たり、上記の連結子会社は決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行っております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

（5）会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

a. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法により評価しております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

b. 棚卸資産

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法）を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～50年
建物附属設備	5年～24年
船舶	7年
車両運搬具	5年
工具、器具及び備品	3年～15年

b. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

ポイント引当金

BUYMAサービスの会員に購入以外で付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④重要な収益認識及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. Fashion Platform事業に係る収益認識

Fashion Platform事業における履行義務は、パーソナルショッパーと呼ばれる出品者がアイテムを紹介・出品し、購入者がこれを購入するマーケットプレイス「BUYMA」のサービス提供であります。パーソナルショッパーが注文を受け、買い付け及び発送を行い、購入者が商品を受領した時点で当該履行義務が充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた手数料を収益として認識しております。また、BUYMAサービス会員に購入に伴い付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

b. Travel Platform事業に係る収益認識

Travel Platform事業における履行義務は、パーソナルガイドと呼ばれる出品者が旅行プランを紹介・出品し、顧客がこれを注文するマーケットプレイス「BUYMA TRAVEL」、連結子会社が企画する「現地アクティビティサービス」の提供であります。「BUYMA TRAVEL」のサービスは、パーソナルガイドが注文を受け、予約の手配及び旅行プランの実施が完了した時点で当該履行義務が充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた手数料を収益として認識しております。「現地アクティビティサービス」はアクティビティプランの実施が完了した時点で当該履行義務が充足されることから、同時点で取引価格を収益として認識しております。

⑤重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑥重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約取引、ヘッジ対象は外貨建予定取引であります。

c. ヘッジ方針

内部規程で定めるリスク管理方針に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

d. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の相場変動の累計とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、比率分析する方法によっております。

⑦その他連結計算書類の作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間（5年）で均等償却しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

非上場株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式）	1,890,574千円
関係会社株式（非上場株式）	16,352千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び投資有価証券のうち、非上場株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、超過収益力を加味して取得した関係会社株式及び非上場株式については、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ50%超低下しており、また実績が取得時点の事業計画を一定期間下回る等の理由により超過収益力の低下が認められる場合には、減損処理を実施する方針です。

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資時における超過収益力が決算日に存続しているかを検討する際には、過去の実績や入手した投資先の事業計画等を総合的に勘案しております。当該検討には、見積りの要素が含まれており、事業計画上の売上高の基礎となる部分には投資先企業が参入している市場等の成長率、また事業計画に含まれる営業利益や利益水準及び当社グループの投資の回収計画の実現可能性を主要な仮定としております。

②翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度において、投資先の業績が事業計画を下回る場合には、減損処理を行う可能性があります。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	198,660千円
-----	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

子会社株式取得時に認識したのれんについて、規則的に償却しております。また、経営環境の著しい悪化等、減損の兆候が発生した場合に減損損失の認識の判定を行っており、当該資産又は当該グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとしています。

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りについては対象会社の直近の事業計画、また市場の動向などに基づき策定された翌連結会計年度の事業計画等を基礎として算出しております。事業計画等の主要な仮定は売上成長率、売上高の基礎となる旅客者予約数等としております。

②翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度において、子会社の事業計画の検討については、経営者の判断を伴うため、当該子会社の経営成績が事業計画等を大幅に下回るなど、仮定の見直しが必要となった場合には、減損処理を行う可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度における当社及び株式会社BUYMA TRAVEL（2024年8月1日付で株式会社MEGURUより商号変更）の本社移転決議に伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び使用見込み期間の見積もりの変更を行いました。この変更により、変更前の資産除去債務残高に31,555千円を加算し、従来の方法に比べて、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は31,555千円減少しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 301,760千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 42,642,000株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年4月25日 定時株主総会	普通株式	396,726	10	2024年1月31日	2024年4月26日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	396,726	10	2025年1月31日	2025年4月28日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる 株式の数 (株)
提出会社	第10回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	76,900
	第12回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	270,000
	第13回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	270,000
	第14回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	197,200
	第15回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	384,000

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資及び短期的な運転資金は原則として自己資金で賄っており、事業計画に照らして必要と認められる場合は、銀行借り入れにより資金調達する方針であります。一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替の変動リスクヘッジを目的とした為替予約取引であり、投機的な取引は行わない方針です。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に非上場株式、非上場株式の新株予約権及び投資事業組合に対する出資金であり、発行体の信用リスクにさらされております。営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、未払金及び預り金は流動性リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「2.

(5) 会計方針に関する事項」に記載されている「⑥重要なヘッジ会計の方法」をご覧下さい。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、経理規程及び与信管理規程に従い営業債権について担当部署が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各営業部門に隨時連絡しております。これにより財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関する社内規程に従い、担当者が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、投資有価証券については、定期的にその時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との連携状況等を勘案しながら継続的な見直しを実施しております。

c 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、利益計画に基づき資金繰り計画を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2025年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			—
その他の有価証券	1,935,646千円	1,935,646千円	—
長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	9,707千円	9,717千円	9千円
	1,945,354千円	1,945,354千円	—

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「短期借入金」、「未払法人税等」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「投資有価証券」の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、非上場株式、関係会社株式及び投資事業組合出資は、以下の市場価格のない株式等に記載のとおりであり、「投資有価証券」に含まれておりません。

区分	連結貸借対照表 計上額
非上場株式（注1）	1,466,888千円
関係会社株式（注1）	16,352千円
投資事業有限責任組合出資（注2）	149,339千円

(注1) 非上場株式、関係会社株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 投資事業有限責任組合出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3 金銭債権の決済日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	9,287,543千円	—	—	—
合計	9,287,543千円	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,661,299千円	—	274,347千円	1,935,646千円
その他有価証券				

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年 内返済予定の長期 借入金を含む）	—	9,717千円	—	9,717千円

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、非上場投資先の新株予約権等の株式以外の投資の時価については、割引後将来キャッシュ・フローに基づく期待値法を用いて算定しております。算定に当たり、重要な観察できないインプットを用いていることから、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産のうち、レベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
投資有価証券	割引現在価値法	割引率	35%
その他有価証券			

②期首残高から期末残高への調整表

区分	連結貸借対照表 計上額
期首残高	512,634千円
損益に計上	△99,999千円
購入、売却、発行及び決済の純額	11,713千円
非上場投資先の新株予約権等から株式への転換	150,000千円
期末残高	274,347千円

③時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定及び分析しております。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率が著しく上昇（下落）した場合、投資有価証券の時価に著しい減少（増加）が生じます。

9. 収益に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	Fashion Platform事業	Travel Platform事業	
主たる地域市場／売上高			
日本	4,196,049	5,686	4,201,736
アメリカ	226,496	279,675	506,172
韓国	590,788	—	590,788
その他	624,765	5,371	630,136
顧客との契約から生じる収益	5,638,100	290,733	5,928,834
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	5,638,100	290,733	5,928,834

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④重要な収益認識及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①契約負債の残高

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2024年2月1日
至 2025年1月31日)

契約負債（期首残高）	31,725
契約負債（期末残高）	29,448

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、31,725千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益が見込まれる期間の記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 287円11銭

(2) 1株当たり当期純利益 10円93銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社による持分の取得)

当社は2024年12月5日、会社法第370条及び当社定款第23条に基づく取締役会の決議に替わる書面決議により、当社の連結子会社である株式会社BUYMA TRAVEL（2024年8月1日付で株式会社MEGURUより商号変更）（以下「BMT社」）が、Formal Trans, LLC（以下「FM社」）の持分を取得し、子会社化（当社の孫会社）することについて決議いたしました。

(1) 持分取得の目的

当社グループは、2024年3月14日に公表した中期売上目標の達成に向けた取り組みを進めています中で、BUYMA事業以外の新たな収益源の構築に注力しており、旅行関連事業を収益の柱の1つとして成長させることを目標としております。

BMT社が運営する2つの海外アクティビティ予約プラットフォーム（BUYMA TRAVEL及びHello Activity）において、これまででも送迎需要が旺盛であった一方で、あくまで成約金額の手数料収入に限定されておりましたが、FM社の孫会社化により送迎機能を内製化することで収益拡大が期待できると考えております。また、孫会社がハワイで運営するダイビング事業においてもこれまでではダイビングインストラクターがドライバーも兼務していたために、本業のダイビングに専念することが困難でしたが、今後はダイビングインストラクターとドライバーの分業を進めることでアクティビティ実施頻度の上昇も期待できると考えております。

(2) 持分を取得する会社の名称

被取得企業の名称 Formal Trans, LLC

所在地 米国ハワイ州

事業の内容 ハワイオアフ島でのリムジン及びハイヤーサービス運営

(3) 持分譲渡実行日

2025年2月1日（みなし取得日 2025年3月31日）

※持分譲渡実行日が翌連結会計年度になるため、本件による2025年1月期の連結業績に与える影響は軽微であります。なお、本件が2026年1月期の連結業績に与える影響につきましては、現在精査中であります。

- (4) 取得持分割合、取得価額及び取得前後の所有持分の状況
- (1) 異動前の所有持分割合 0%
 - (2) 取得持分割合 100%
 - (3) 取得価額 FM社の持分 290万米ドル
アドバイザリー費用（概算額） 17万ドル（25百万円）
 - (4) 異動後の所有持分割合 100%

※該当企業の会社形態がLLCのため株式は発行しておりません。

※表中 () 内の日本円表記は、1米ドル=150円で換算しております。

12. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社BUYMA TRAVEL (2024年8月1日付で株式会社MEGURUより商業変更)
事業の内容	旅行業全般
被取得企業の完全子会社	MMS Guam Corporation MMS Activity Corporation 等
被取得企業の孫会社の名称	Sea Eagle Diving Adventures, Corporation

②企業結合を行った理由

当社は、2024年3月14日に公表した中期売上目標の達成に向けた取り組みを進めております。その中で、BUYMA以外の新たな収益源の構築に注力しており、旅行関連事業を収益の柱の1つとして成長させることを目標としております。株式会社BUYMA TRAVELは旅行メディアとして国内有数企業である昭文社ホールディングスからスピンアウトした企業であり、アクティビティ予約プラットフォームであるHello Activity（旧MapleActivity）の運営を行っております。また、子会社であるMMS Guam Corporationはグアム最大級のマリンアクティビティ施設を運営しており、日本人旅行者だけでなく韓国等からの外国人利用者にも数多く利用されております。その他、ハワイでダイビング事業を運営するMMS Activity Corporationをグループ化するなど安定的な需要が見込める人気エリアでのロールアップM&A戦略を通じて業容を拡大しております。当社は、2021年以降、段階的に株式会社BUYMA TRAVELへの出資を行い、昨年度からはBUYMA TRAVELとHello Activityのユーザー帳票連携を進めるなど徐々に協業を進めて参りました。コロナ禍で旅行業界の事業環境が厳しい状態が続いておりましたが、徐々に改善が進む中で、当社と株式会社BUYMA TRAVELで一体となって旅行事業を運営することでより成長を加速することができると考えることから、株式会社BUYMA TRAVELを連結子会社化することいたしました。今回の株式会社BUYMA TRAVELグループの子会社化を機に、グループ内の経営資源の共有や事業連携の強化を通じ、相互にシナジーを發揮し、新たな価値創造と一層の企業価値向上

を目指してまいります。

③企業結合日

2024年5月20日（みなし取得日 2024年6月30日）

④企業結合の法定形式

現金を対価とした株式の取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	49.99%
企業結合日に追加取得した議決権比率	21.75%
取得後の議決権比率	71.74%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした第三者割当増資及び新株予約権の行使により株式を取得したことによるものです。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

被取得企業の決算日は12月31日ですが、連結決算日との差異が3ヵ月を超えないため、被取得企業の財務諸表を基礎として連結計算書類を作成しております。また、みなし取得日を2024年6月30日としていることから、2024年7月1日から2024年12月31日までの期間の業績を含めております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合直前に所有していた持分の企業結合日における時価	150,736千円
	追加取得に伴い支出した金額	99,999千円
取得原価		250,735千円

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 2,847千円

(5) 主な取得関連費用の内容及び金額

株価算定費用 600千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び期間

①発生したのれんの金額

220,733千円

②発生原因

主として今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容

流動資産	183,511千円
固定資産	188,727千円
資産合計	372,239千円
流動負債	197,046千円
固定負債	120,392千円
負債合計	317,438千円

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益

計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

共通支配下の取引（吸収分割による事業承継）

当社は、2024年6月14日開催の取締役会において、2024年8月1日を効力発生日として、当社のBUYMA TRAVEL事業を、当社の連結子会社となる株式会社BUYMA TRAVELに承継させる吸収分割を行うことを決議し、2024年8月1日付でBUYMA TRAVEL事業を株式会社BUYMA TRAVELへ分割いたしました。

(1) 吸収分割の概要

①対象となる事業の内容

プライベートツアー予約サイトBUYMA TRAVELの運営

②企業結合日

2024年8月1日

③企業結合の法定形式

当社を分割企業とし、株式会社BUYMA TRAVELを承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）です。

④結合後企業の名称
株式会社BUYMA TRAVEL

⑤吸収分割の目的

当社は、2024年3月14日に公表した中期売上目標の達成に向けた取り組みを進めております。その中で、BUYMA事業以外の新たな収益源の構築に注力しており、旅行関連事業を収益の柱の1つとして成長させることを目標としております。2024年5月20日に株式会社BUYMA TRAVELを子会社化し、旅行関連事業の拡大を進めております。

今般、本会社分割により、当社グループの旅行関連事業を株式会社BUYMA TRAVELに集中させ、事業効率を高めながらサービスの拡充を図るとともに、社名も株式会社MEGURUより株式会社BUYMA TRAVELとすることで、BUYMAの知名度及び信用力を活用して当社グループ全体としての旅行関連事業のさらなる成長を図ってまいります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理をいたします。

共通支配下の取引（連結子会社の出資金追加取得）

当社は、2024年12月20日に連結子会社である株式会社BUYMA TRAVELに対して貸付金の現物出資による株式の取得（デット・エクイティ・スワップ）を決定し、2024年12月24日に実施いたしました。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

企業の名称：株式会社BUYMA TRAVEL

事業の内容：旅行業全般

②企業結合日

2024年12月24日

③企業結合の法定形式

貸付金の現物出資による株式の取得（デット・エクイティ・スワップ）

④結合後企業の名称

変更ありません。

⑤その他取引の概要に関する事項

同社の財務基盤の安定化を目的とした、同社の増資をデット・エクイティ・スワップによる方法で引き受けております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 子会社出資金の追加取得に関する事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現物出資の対象となる債権の額面総額	50,000千円
取得原価		50,000千円

個別注記表

1. 繼続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの

時価法により評価しております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

②市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年～50年

工具器具備品 3年～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

ポイント引当金

BUYMAサービスの会員に購入以外で付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

①BUYMAサービスに係る収益認識

当該事業の主な履行義務は、パーソナルショッパーと呼ばれる出品者がアイテムを紹介・出品し、購入者がこれを購入するマーケットプレイス「BUYMA」のサービス提供であります。また、パーソナルショッパーが注文を受け、買い付け及び発送を行い、購入者が商品を受領した時点で当該履行義務が充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた手数料を収益として認識しております。

②ポイント制度に係る収益認識

BUYMAサービス会員に購入に伴い付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点での収益を認識しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②重要なヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約取引、ヘッジ対象は外貨建予定取引であります。

c ヘッジ方針

内部規程で定めるリスク管理方針に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

d ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ手段の相場変動の累計とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、比率分析する方法によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

非上場株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式）	1,890,574千円
関係会社株式（非上場株式）	627,652千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び投資有価証券のうち、非上場株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、超過収益力を加味して取得した関連会社株式及び非上場株式については、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ50%超低下しており、また実績が取得時点の事業計画を一定期間下回る等の理由により超過収益力の低下が認められる場合には、減損処理を実施する方針です。

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資時における超過収益力が決算日に存続しているかを検討する際には、過去の実績や入手した投資先の事業計画等を総合的に勘案しております。当該検討には、見積りの要素が含まれており、事業計画上の売上高の基礎となる部分には投資先企業が参入している市場等の成長率、また事業計画に含まれる営業利益や利益水準及び当社の投資の回収計画の実現可能性を主要な仮定としております。

②翌事業年度の計算書類に与える影響

翌事業年度において、投資先の業績が事業計画を下回る場合には、減損処理を行う可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度における本社移転決議に伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び使用見込み期間の見積もりの変更を行いました。この変更により、変更前の資産除去債務残高に31,555千円を加算し、従来の方法に比べて、当事業年度の税引前当期純利益は31,555千円減少しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 177,328千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 債務保証

関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証 200,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権 76,652千円

長期金銭債権 564,572千円

短期金銭債務 379千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分） 26,950千円

営業取引（支出分） 2,786千円

営業取引以外の取引（支出分） 2,893千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 2,969,400株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰 延 税 金 資 産)

ポ イ ン ト 引 当 金 3,773千円

一括償却資産償却超過額 1,790千円

資 産 除 去 債 務 11,971千円

ソ フ ト ウ イ 工 ア 9,649千円

投 資 有 價 証 券 65,549千円

未 払 事 業 所 税 863千円

未 払 事 業 税 8,833千円

繰 延 税 金 資 産 合 計 102,431千円

(繰 延 税 金 負 債)

その他の投資有価証券評価差額金 △526,496千円

繰 延 税 金 負 債 合 計 △526,496千円

繰 延 税 金 負 債 の 純 額 △424,065千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 BUYMA TRAVEL	所有直接 75.88%	役員兼任 資金の貸付	資金の貸付 利息の受取 増資の引受 債務保証	510,000千円 1,719千円 149,999千円 200,000千円	関係会社 長期貸付金 未収入金 関係会社株式	510,000千円 1,271千円 586,391千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 増資引受価額については、独立した第三者機関により算定した価額を基礎として、両社協議の上で決定しております。
3. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案した内容を前提に、価格交渉の上決定し、支払い条件はあらかじめ決定しております。
4. 当社は株式会社BUYMA TRAVELの銀行借入等に対して債務保証を行っております。

11. 収益に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	298円80銭
1株当たり当期純利益	15円25銭

13. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 11.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

14. 企業結合に関する注記

「連結注記表 12.企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。